



島根県報

平成27年12月18日（金）

第2,761号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4
公有水面埋立免許の出願	（港 湾 空 港 課）	4

【特定調達公告】

新浜田警察署初度調度品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8
------------------------------	-----------	---

【選管告示】

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		8
----------------------------	--	---

【正 誤】

平成27年11月24日付け島根県報号外第185号中	（道 路 維 持 課）	8
平成27年3月27日付け島根県報号外第53号中	（教 育 庁 総 務 課）	8
平成27年3月27日付け島根県報号外第59号中	（ " ）	9
平成27年3月27日付け島根県報号外第54号中	（人 事 委 員 会）	9

告 示**島根県告示第808号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動 法人 未来の華	雲南市掛合町入間280 番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事 業所 未来の華	雲南市掛合町入間280 番地3	平成27年11月 1日
株式会社 コー ユー	大田市久手町刺鹿1831 番地	訪問介護	訪問介護ステー ション さつか	大田市久手町刺鹿1902 番地2	平成27年10月 1日
株式会社 コー ユー	大田市久手町刺鹿1831 番地	介護予防訪問介護	訪問介護ステー ション さつか	大田市久手町刺鹿1902 番地2	平成27年10月 1日

島根県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田地区区画整理事業（県営中山間地域総合 整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第810号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
益田市美都町山本イ1231-7、イ2340-2、イ2341-4、イ2341-5、イ2341-7
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第811号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

益田市美都町山本イ1231-6、イ1231-8、イ2333-2、イ2340-3、イ2341-8

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第812号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

島根県飯石郡飯南町頓原2360-1、2360-2、2361、2377-1、2377-3、大田市川合町川合字鶴府3580、3582-3、5091、5092-1から5092-3まで、字芋原5100

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

島根県出雲市矢尾町字築山850、1332-1、1332-4から1332-6まで、1332-8、1332-11、1332-12、1332-14から1132-16まで、1333、1334-1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、出雲市役所、大田市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第813号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成24年度～26年度	35枚	2冊	鎌手Ⅵ	平成27年12月8日
益田市	平成24年度～26年度	17枚	1冊	三谷Ⅶ	平成27年12月8日
益田市	平成24年度～26年度	8枚	2冊	高津1-10	平成27年12月8日
益田市	平成24年度～26年度	48枚	4冊	荒木・元組・岡本	平成27年12月8日
大田市	平成25年度～26年度	43枚	2冊	久手⑥	平成27年12月8日
大田市	平成25年度～26年度	38枚	2冊	久手⑦	平成27年12月8日
邑智郡邑南町	平成18年度～27年度	36枚	1冊	矢上6	平成27年12月8日
邑智郡邑南町	平成19年度～27年度	23枚	1冊	矢上7	平成27年12月8日
隠岐郡隠岐の島町	平成25年度～26年度	16枚	1冊	油井①	平成27年12月8日
隠岐郡隠岐の島町	平成25年度～26年度	40枚	1冊	今津④岬町③④	平成27年12月8日
飯石郡飯南町	平成21年度～26年度	64枚	1冊	八神3	平成27年12月8日

島根県告示第814号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町東町風早6番33から同21番を経て同町半崎15番6に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各点を順次に結んだ線及び1の地点と53の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）

1の地点 基準点から143度02分35秒、818.45メートルの地点

2の地点 1の地点から206度47分20秒、39.49メートルの地点

3の地点	2の地点から206度27分12秒、74.80メートルの地点
4の地点	3の地点から201度10分50秒、59.46メートルの地点
5の地点	4の地点から220度58分23秒、16.09メートルの地点
6の地点	5の地点から278度49分54秒、2.81メートルの地点
7の地点	6の地点から295度24分37秒、5.32メートルの地点
8の地点	7の地点から25度26分04秒、0.23メートルの地点
9の地点	8の地点から74度30分20秒、1.55メートルの地点
10の地点	9の地点から22度38分43秒、7.49メートルの地点
11の地点	10の地点から19度34分36秒、5.60メートルの地点
12の地点	11の地点から109度51分56秒、0.87メートルの地点
13の地点	12の地点から23度47分23秒、4.38メートルの地点
14の地点	13の地点から86度19分43秒、2.75メートルの地点
15の地点	14の地点から24度18分22秒、1.10メートルの地点
16の地点	15の地点から24度33分21秒、5.26メートルの地点
17の地点	16の地点から23度19分33秒、5.38メートルの地点
18の地点	17の地点から21度46分56秒、6.63メートルの地点
19の地点	18の地点から24度11分54秒、5.75メートルの地点
20の地点	19の地点から32度52分01秒、0.44メートルの地点
21の地点	20の地点から16度06分33秒、6.20メートルの地点
22の地点	21の地点から286度44分14秒、0.29メートルの地点
23の地点	22の地点から20度54分29秒、3.91メートルの地点
24の地点	23の地点から21度07分26秒、6.48メートルの地点
25の地点	24の地点から289度11分45秒、0.98メートルの地点
26の地点	25の地点から24度07分16秒、0.15メートルの地点
27の地点	26の地点から26度08分27秒、6.64メートルの地点
28の地点	27の地点から5度36分12秒、2.98メートルの地点
29の地点	28の地点から5度13分08秒、2.76メートルの地点
30の地点	29の地点から5度55分09秒、2.24メートルの地点
31の地点	30の地点から255度17分51秒、3.75メートルの地点
32の地点	31の地点から346度17分54秒、6.52メートルの地点
33の地点	32の地点から14度06分18秒、4.85メートルの地点
34の地点	33の地点から111度58分42秒、1.99メートルの地点
35の地点	34の地点から17度40分55秒、9.41メートルの地点
36の地点	35の地点から292度42分21秒、6.70メートルの地点
37の地点	36の地点から24度44分26秒、25.47メートルの地点
38の地点	37の地点から24度55分12秒、5.64メートルの地点
39の地点	38の地点から99度08分45秒、1.55メートルの地点
40の地点	39の地点から34度35分32秒、1.55メートルの地点
41の地点	40の地点から120度58分32秒、1.66メートルの地点
42の地点	41の地点から129度33分32秒、4.73メートルの地点
43の地点	42の地点から131度17分55秒、0.53メートルの地点
44の地点	43の地点から48度56分14秒、28.45メートルの地点

- 45の地点 44の地点から43度11分21秒、1.21メートルの地点
46の地点 45の地点から26度28分23秒、6.96メートルの地点
47の地点 46の地点から24度32分55秒、6.43メートルの地点
48の地点 47の地点から357度42分03秒、0.80メートルの地点
49の地点 48の地点から27度47分44秒、6.73メートルの地点
50の地点 49の地点から29度25分16秒、7.15メートルの地点
51の地点 50の地点から297度08分07秒、0.18メートルの地点
52の地点 51の地点から23度49分26秒、11.33メートルの地点
53の地点 52の地点から175度07分02秒、1.79メートルの地点

ウ 面積

2,373.89平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町東町風早6番5から同21番を経て同町半崎11番に至る間の土地に接する無番地内及び地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びアの地点とコ'の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町488 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）

- アの地点 基準点から143度04分00秒、810.14メートルの地点
イの地点 アの地点から103度51分01秒、11.43メートルの地点
ウの地点 イの地点から193度53分43秒、6.57メートルの地点
エの地点 ウの地点から122度04分13秒、44.97メートルの地点
オの地点 エの地点から177度41分35秒、70.15メートルの地点
カの地点 オの地点から183度56分25秒、40.03メートルの地点
キの地点 カの地点から213度46分36秒、130.24メートルの地点
クの地点 キの地点から291度17分23秒、66.09メートルの地点
ケの地点 クの地点から9度25分00秒、45.64メートルの地点
コの地点 ケの地点から295度33分20秒、9.76メートルの地点
サの地点 コの地点から25度26分04秒、5.22メートルの地点
シの地点 サの地点から74度30分20秒、1.55メートルの地点
スの地点 シの地点から22度38分43秒、7.49メートルの地点
セの地点 スの地点から19度34分36秒、5.60メートルの地点
ソの地点 セの地点から109度51分56秒、0.87メートルの地点
タの地点 ソの地点から23度47分23秒、4.38メートルの地点
チの地点 タの地点から86度19分43秒、2.75メートルの地点
ツの地点 チの地点から24度18分22秒、1.10メートルの地点
テの地点 ツの地点から24度33分21秒、5.26メートルの地点
トの地点 テの地点から23度19分33秒、5.38メートルの地点
ナの地点 トの地点から21度46分56秒、6.63メートルの地点
ニの地点 ナの地点から24度11分54秒、5.75メートルの地点
ヌの地点 ニの地点から32度52分01秒、0.44メートルの地点

ネの地点 ヌの地点から16度06分33秒、6.20メートルの地点
ノの地点 ネの地点から286度44分14秒、0.29メートルの地点
ハの地点 ノの地点から20度54分29秒、3.91メートルの地点
ヒの地点 ハの地点から21度07分26秒、6.48メートルの地点
フの地点 ヒの地点から289度11分45秒、0.98メートルの地点
への地点 フの地点から24度07分16秒、0.15メートルの地点
ホの地点 への地点から26度08分27秒、6.64メートルの地点
マの地点 ホの地点から5度36分12秒、2.98メートルの地点
ミの地点 マの地点から5度13分08秒、2.76メートルの地点
ムの地点 ミの地点から5度55分09秒、2.24メートルの地点
メの地点 ムの地点から255度17分51秒、3.75メートルの地点
モの地点 メの地点から346度17分54秒、6.52メートルの地点
ヤの地点 モの地点から14度06分18秒、4.85メートルの地点
ユの地点 ヤの地点から111度58分42秒、1.99メートルの地点
ヨの地点 ユの地点から17度40分55秒、9.41メートルの地点
ラの地点 ヨの地点から292度42分21秒、6.70メートルの地点
リの地点 ラの地点から24度44分26秒、25.47メートルの地点
ルの地点 リの地点から24度55分12秒、5.64メートルの地点
レの地点 ルの地点から99度08分45秒、1.55メートルの地点
ロの地点 レの地点から34度35分32秒、1.55メートルの地点
ワの地点 ロの地点から120度58分32秒、1.66メートルの地点
ア'の地点 ワの地点から129度33分32秒、4.73メートルの地点
イ'の地点 ア'の地点から131度17分55秒、0.53メートルの地点
ウ'の地点 イ'の地点から48度56分14秒、28.45メートルの地点
エ'の地点 ウ'の地点から43度11分21秒、1.21メートルの地点
オ'の地点 エ'の地点から26度28分23秒、6.96メートルの地点
カ'の地点 オ'の地点から24度32分55秒、6.43メートルの地点
キ'の地点 カ'の地点から357度42分03秒、0.80メートルの地点
ク'の地点 キ'の地点から27度47分44秒、6.73メートルの地点
ケ'の地点 ク'の地点から29度25分16秒、7.15メートルの地点
コ'の地点 ケ'の地点から297度08分07秒、0.18メートルの地点

ウ 面積

21,448.19平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地、護岸用地、住宅用地

4 出願の年月日

平成27年11月6日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年12月18日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 件名
新浜田警察署初度調度品の購入
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社太閤堂 代表取締役 宮廻 英夫 島根県松江市東津田町398番地1
- 5 落札金額
30,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成27年10月9日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第83号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成27年12月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	944
隠岐海区	320

正 誤

平成27年11月24日付け島根県報号外第185号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第763号 の表中	邑智郡川本町大字川下 916番3地先から同町大 字谷戸3105番1地先ま で	邑智郡川本町大字川下 920番6地先から同町大 字谷戸3105番1地先ま で

平成27年3月27日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から11	報告しなければならない	報告しなければならない

平成27年3月27日付け島根県報号外第59号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から14	特定教職員を	特定教育職員を

平成27年3月27日付け島根県報号外第54号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から7	第20条第1項1号	第20条第1項第1号
26	下から8	改正前の条例	改正前の県立条例